

国土地理院の地図の利用手続 改正の概要(詳細版)

1. 申請の要否

【改正前】 以下の場合、申請が不要

- イラスト的に利用
ハンカチやTシャツ等への印刷など、精度のない場合
- 私的利用、学校その他教育機関で利用
- 一時的な資料として利用
- 論文、試験問題で利用
- 複製の場合は、次の目的であれば申請不要
 - 社内、サークル、同好会等においてのみ利用する場合
 - 特定の者に対して提出する申請書、報告書等に複製物を掲載する場合
 - 博物館等においてパネル展示を行う場合
- テレビ番組で利用
- 刊行物等に少量の地図を挿入して利用
 - >1ページの大きさに対し1/4以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合
 - >1ページの大きさに対し1/2以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合
→ 総ページ数の30%以内
 - >1ページの大きさに対し1/2を超え、1ページに収まる大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の10%以内
 - >内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用する場合
- Webサイトに少量の地図を挿入して利用
 - >300×400ピクセル以下の大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合
 - >300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合 → Webサイト全体の中で5枚まで

※上記の文字色について

黒文字は現行と変更なし。緑字は変更したが考え方としては現行の延長線上にあるもの、

赤文字は現行から大きく変更した箇所、紫字は、現行で複製承認のみ不要であったが、使用承認も不要にするもの

【改正後】 以下の場合、申請が不要

- 作成する成果物が地図としての利用を想定していないもの
 - ハンカチ・Tシャツ・紙袋・メモ帳・セロハンテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
 - イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの
- 作成する成果物を不特定多数の者に提供しないもの
 - 私的利用、学校その他教育機関、社内、サークル、同好会など組織内での利用
 - 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
 - 一時的な資料として利用
 - 論文、試験問題で利用
- 作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの
 - 博物館等における展示物として利用
 - テレビ番組で利用
 - 書籍、パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折込み地図を除く)
 - 緯度経度等の位置座標を有しない成果物の作成に利用(下記①～③の場合を除く)
 - 管内図、ハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合
 - 国土地理院の地図に元々記載されている地形、道路、地名、行政界等を、実質的に異なる表記に変更する場合(ただし、記載の削除のみの場合を除く。)
 - 販売している刊行物(紙地図を含む)と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合



申請の要否に関する改正のポイント (右上「改正後」枠内に関する説明)

- 大項目として1～3まで3項目を設定した。
 - 1、2及び3 a～bの場合については、従前の運用とほぼ同等であり、さらに具体的に記載した。
 - 3cについては、従来、書籍等の地図の挿入については分量で判断していたが、今後は、挿入であれば一律不要とする。
(書籍の本文に記載される地図等を使った測量等は実際には行われない等のため)
 - 折り畳みパンフレットの片面の大半が地図の場合は、折り込み地図と同等とみなして申請不要としない。
 - 書籍・冊子(綴じた書物)・パンフレット(複数ページを綴じたもの)等の見開きページに収まる地図の挿入は申請不要。ただし書籍のメインコンテンツが地図である場合は地図帳と同等とみなして申請不要としない。
 - ウェブサイトへの地図の挿入(貼り付け)は申請不要。ただしページ内のリンク等をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるものや、ウェブサイトのメインコンテンツが地図である場合は申請不要としない。
 - 3dについて
 - 従来、書籍等の地図の挿入については分量で判断していたが、これは一定以下の分量の地図は、地図として利用することへの信頼性・実用性が低くなることを考慮したもの。
 - しかし、デジタルデータ中心の時代では、出来合いの地図を念頭に考えた画一的な基準による運用は時代にそぐわなくなっている。
 - そのため、共通して適用できる考え方として、「位置座標」に着目する。
 - 位置座標が表現されていないものについては、現実の利用のされ方として、ある地点の位置を一定の精度で把握する等の用途には用いられないことを考慮し、①～③を除き、申請不要とする。
- ア) 位置座標とは
「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経度・緯度をいいます。なお、経緯度だけでなく平面直角座標が記載されたもの、地図を表示するためのURLの情報(経緯度とズームレベル)が含まれた2次元バーコードを配した地図、ファイル名にタイル座標が付いた地図タイル画像などもここでいう「位置座標のある成果物」と扱います。また、ベクトル地図データから座標を削り、ある地域の注記のみ取り出して作成したテキストファイルは、「位置座標のない成果物」です。

デジタル地図



デジタルデータの座標

100100010110
100010001011
000101011011
010101010011



<次のページに続く>

経度・緯度

紙地図



＜前のページからの続き＞

イ) 3d① 管内図、ハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合について

○該当する例(「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当する具体例)

種類	例
管内図	〇〇事務所管内図、〇〇事務所事業概要、〇〇市上下水道事業概要、〇〇県森林位置図、地図帳 等
ハザードマップ	ため池ハザードマップ、ため池浸水被害想定区域図、洪水ハザードマップ、洪水浸水想定区域図、土砂災害防止に関する基盤図及び基礎調査の公示図書、土砂災害警戒区域等の指定に伴う公示図書の位置図 等
その他の防災関係マップ	〇〇市防災ガイドマップ、大規模盛土造成地マップ、〇〇県水防図、〇〇火山砂防事業概要版、〇〇森林管理局なだれ危険箇所情報、〇〇山火山防災対策 等
各種公共事業計画・施設管理図その他国土の管理に関わる地図情報 (道路、河川、ダム、港湾、鉄道・バス、空港、都市開発、土地区画整理、上・下水道、農道・農地・圃場整備、不動産、環境保全、気象、資源・エネルギー(原油、天然ガス、電気(原子力・火力発電等)、教育等)	〇〇港港湾計画図、バス路線図、〇〇市下水道計画図、〇〇公園計画図、工業用水道事業平面図、路線平面図、〇〇土地改良事業、一般計画平面図、公示地・基準地案内図、地価マップ、石油開発現況図、△△風力発電事業環境影響評価書

○該当しない例(「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当しない具体例)

種類	例
文化、保健医療、福祉、観光、防犯、交通安全、イベント関係 等	文化財マップ、神社位置図、町おこしパンフレット、観光マップ、防犯マップ、〇〇市学校安全マップ、ウォーキングマップ、会場案内図 等

※行政関連の地図作成における留意点(位置座標について)

- ・ 現状、行政関連の地図には、経緯度等の位置座標が付されていないものも散見されます。
- ・ 地理空間情報の活用推進、測量の重複の防止・正確さの確保の観点から、また、自治体における統合型GISのコンセプト(自治体内の各部門が使用する地図情報を統合した庁内横断型のデータ共用)から見ても、行政関連の地図は、様々な情報と重ねあわせて利用すべきものが多いといえます。(例 複数のハザードマップの重ね合わせ・接合・比較)
- ・ 様々な情報と重ねあわせて利用するためには、重ね合わせの基準として、作成する地図に経緯度等の位置座標が必要となりますのでご留意ください。

ウ) 3d②「国土地理院の地図に元々記載されている地形、道路、地名、行政界等を、実質的に異なる表記に変更する場合(ただし、記載の削除のみの場合を除く。)」について

○該当する例(「実質的に異なる表記に変更する場合」に該当する具体例)

実質的に異なる表記に変更している場合の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 注記の修正 ・ 行政界の修正 ・ 標高データを使って陰影を作成・描画(高さのデータを(利用して解析し)、“陰影”の色表記に変えている) ・ 標高データを使って氾濫解析(シミュレーション)、図化(地理院の地図に元々記載されている表記(ある地点の“高さ”)を、実質的に異なる表記(“浸水深”)に変更)

○該当しない例(「実質的に異なる表記に変更する場合」に該当しない具体例)

実質的に異なる表記に変更していない場合の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子地形図の色調をグレーに変更、独自情報の追加(注記(地名)・行政界を除く) ・ 地理院タイルを複製、注記を削除(削除のみは該当しない) ・ 基盤地図情報(基本項目等)の単なる地図出力(ベクトル地図データを、各地物の色や線の太さを考慮して目に見える地図として出力している)

※上記の例について、最新の情報は、国土地理院ホームページを参照願います。

2. 承認基準

【改正前】

- 「公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的」の複製を禁止 →
- 刊行及びWebサイトで提供している基本測量成果(基盤地図情報を除く)のそのままの複製は承認不可。

【改正後】

- よりわかりやすく、地理空間情報活用推進基本法第3条第9項に基づき、「個人情報の保護等の個人の権利利益、国の安全等を害すること」の趣旨に変更
- 基盤地図情報のみならず、地理院地図等Webサイトで提供している基本測量成果の、そのままの複製を承認可とする。

3. 承認条件

【改正前】

- 承認を受けた旨及び承認番号の明示

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 令元情複、第9999号)」

【改正後】

- 承認を受けた旨及び承認番号の明示の簡潔化

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHf9999」

- 近年、地理院タイル等の常時更新される測量成果の利用が増加。注意喚起のため「基本測量成果は、最新版又は目的に応じた版を使用すること」を規定に明記。

4. 測量成果の複製・使用承認申請が不要となる場合の出典の記載

【改正前】

◆ 出典の記載が必要な場合

- 論文、試験問題で利用
- 博物館等において複製物をパネル展示する場合
- テレビ番組で利用
- 刊行物等に少量の地図を挿入して利用

【改正後】

申請が不要の場合の出典の記載については、国土地理院コンテンツ利用規約※1を準用することを規定に明記。

◆ 出典の記載が必要な場合 (下線部分が主な変更点)

1. 作成する成果物が地図としての利用を想定していないもの
 - a. デザインとして製品への印刷、イラストや絵地図等
2. 作成する成果物を不特定多数の者に提供しないもの
 - a. 学校その他教育機関、社内、サークル、同好会など組織内での利用
 - b. 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
 - c. 論文、試験問題で利用
3. 作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの
 - a. 博物館等における展示物として利用
 - b. テレビ番組で利用
 - c. 書籍、パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折込み地図を除く)
 - d. 緯度経度等の位置座標を有しない成果物の作成に利用(一部の場を除く)

※1 国土地理院コンテンツ利用規約

国土地理院のウェブページに掲載されている各種コンテンツの利用のルール。「政府標準利用規約」の第2.0版に準拠。

<https://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>

(参考) 複製と使用について

● 「複製」の事例

- 測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの
- 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- 測量成果の情報を読み取って、作り変えることはしていないもの

● 「使用」の事例

- 基の測量成果の情報を読み取って、基の測量成果に手をを入れて別種の地図を作成しているもの
- 測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図を作成しているもの
- ベクトルデータを使用して紙地図やラスタ画像を作成しているもの



(参考)

国土地理院の地図の利用手続に関するホームページ

<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>



※ この資料は、変更される可能性がありますのでご注意ください。